

お客様各位

診療報酬算定方法の一部改正に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記のとおり、保医発 0630 第 2 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 2025年7月1日より適用

改正後	改正前
<p>(1) クラミジア・トラコマチス核酸検出 ア (略) イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR 法、LCR 法、ハイブリッドキャプチャー法若しくは TMA 法による～(略)～泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。また、PCR 法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</p>	<p>(1) クラミジア・トラコマチス核酸検出 ア (略) イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR 法、LCR 法、ハイブリッドキャプチャー法若しくは TMA 法による～(略)～泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。</p>
<p>(2) 淋菌核酸検出 ア (略) イ 淋菌核酸検出は、DNA プローブ法、LCR 法による増幅と EIA 法による検出を組み合わせた方法、PCR 法による～(略)～TRC 法においては咽頭からの検体も算定できる。また、PCR 法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</p>	<p>(2) 淋菌核酸検出 ア (略) イ 淋菌核酸検出は、DNA プローブ法、LCR 法による増幅と EIA 法による検出を組み合わせた方法、PCR 法による～(略)～TRC 法においては咽頭からの検体も算定できる。</p>
<p>(5) 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出 ア (略) イ 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法～(略)～核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又は TRC 法においては咽頭からの検体も算定できる。また、PCR 法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</p>	<p>(5) 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出 ア (略) イ 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法～(略)～核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又は TRC 法においては咽頭からの検体も算定できる。</p>